

平成20年4月からはじまります

75歳以上のすべての方が対象 後期高齢者医療制度



75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された方も含む。）などは、現在、国民健康保険などの医療制度に加入しながら老人保健制度で医療を受けていますが、平成20年4月からはこれを脱退し、新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

保険料の算出方法（仕組み）は？

被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合算額です。

後期高齢者の医療費等は、患者の自己負担金を除き、国や道、市町村からの公費（約5割）、現役世代の医療保険からの支援金（約4割）、後期高齢者の保険料（1割）を財源とします。保険料は、被保険者ごとに算定され、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」に区分されます。

■保険料の算出方法

平成20・21年度における年間の保険料率

被保険者均等割額 43,143円 所得割率 9.63%

■保険料の求め方

均等割額：43,143円 + 所得割額：(総所得金額等－基礎控除額33万円)×所得割率9.63%

保険料の額に100円未満の端数が出た場合、その端数は切り捨てます。

なお、年間の所得が5,074,102円以上の方の保険料は、50万円（最高限度額）です。

保険料の軽減措置と減免は？

●低所得者に対する軽減

所得が低い世帯の被保険者は、世帯全体の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽減されます。

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減額（軽減割合）	均等割額
33万円	30,201円（7割）	12,942円
33万円＋(24万5千円×世帯に属する被保険者数) 被保険者である世帯主は除く	21,572円（5割）	21,571円
33万円＋(35万円×世帯に属する被保険者数)	8,629円（2割）	34,514円

*65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得の金額から特別控除として15万円を差し引いた額を総所得金額として判定します。

*世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は、軽減の判定の際の対象となります。

● 被用者保険の被扶養者に対する軽減

加入する前日まで、被用者保険の加入者に扶養されていた方は、これまで保険料の負担がなかったことから、激変緩和のため、2年間、所得割がかからず、均等割額が5割軽減されます。（ただし、7割、5割の軽減に該当される方は除く。）

なお、これらの方は、平成20年度は、特例として保険料を9月まで徴収せず、その後の半年は均等割額の1割（2,100円）の負担となります。

● 保険料が減免となる場合

災害などで重大な損害を受けたときや特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方は、広域連合に申請することにより保険料が減免される場合があります。

年間の保険料はいくらになるの？

「平成20・21年度における個人の後期高齢者医療保険料額の試算（年額）」

この表は、年間の保険料額がどの程度になるかを試算したものです。被保険者それぞれの保険料は、平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

例1) 1人世帯の場合

所得 (参考:年金収入のみ)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)	225万円 (350万円)	262.5万円 (400万円)
保険料額	12,900円	79,700円	136,500円	184,700円	228,000円	264,100円

例2) 夫婦2人世帯の場合

		①	②	③
所得 (参考:年金収入のみ)	夫	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)
	妻	0円 (50万円)	0円 (50万円)	0円 (50万円)
保険料額	夫	12,900円	79,700円	136,500円
	妻	12,900円	34,500円	43,100円

※夫婦2人世帯の場合、夫の年金収入の額で判定すると、収入が168万円以下は7割軽減、192万5千円以下は5割軽減、238万円以下は2割軽減です。
※判定方法により、①は30,201円、②は8,629円が軽減されています。

保険料を納める方法は？

保険料は、原則、介護保険料と同様に、年金から自動的に納付されます。ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、浦幌町の条例で定める納期である原則として6期に分けて、納付書などの方法で納めることになります。

医療機関で医療を受けるには？自己負担は？

これまでは、国民健康保険等の被保険者証と一緒に老人保健制度の医療受給者証を医療機関の窓口で提示して医療を受けていましたが、平成20年4月からは、広域連合が交付する「後期高齢者医療被保険者証」を提示して医療を受けることとなります。（一人に1枚の被保険者証が交付されます。）

医療機関の窓口で支払う自己負担額は、「一般の方は1割」、「現役並み所得者は3割」で今までと同じです。